

令和6年4月5日

令和6年能登半島地震に係る災害復旧工事における 主任技術者及び現場代理人の兼務等の取扱いについて

加賀市では、令和6年能登半島地震からの早期復旧を円滑に図るため、特例の施工確保対策として、同災害に伴う災害復旧工事に限り、下記のとおり取り扱います。

記

1. 主任技術者の兼務要件の緩和

災害復旧工事を含む場合は3件まで兼務可能とする。

2. 現場代理人の兼務要件の緩和

- (1) 契約額 … 災害復旧工事については、4,000万円以上でも兼務可能とする。
- (2) 契約額の合計 … 災害復旧工事については、契約額の合計に含めないものとする。
- (3) 兼務可能な件数の上限 … 災害復旧工事を含む場合は5件まで（災害復旧工事以外の工事は3件まで）とする。

3. 主任（監理）技術者の途中交代

令和6年能登半島地震により、主任（監理）技術者が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合等も途中交代を認めるものとする。

4. 留意事項

- (1) 兼務する工事に加賀市発注工事以外が含まれる場合、その発注機関の承認も受けること。
- (2) 本取扱いに記載した以外の兼務要件については、通常どおりの取扱いとする。

5. 適用期間

令和6年能登半島地震に伴う災害復旧工事について、当面の間とする。